

生駒市訓令甲第 4 号

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 9 年 3 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

生駒市職員被服貸与規程（昭和 4 6 年 4 月生駒市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項から 3 の項までの規定中

「

次に掲げる職員 (1) 職務の級が 5 級以下の男性職員 (2) 女性の技術吏員及び技術職員の うち、職務の級が 5 級以下のもの
--

を  
」  
「

職務の級が 5 級以下の職員（女性職員に あっては、技術職員に限る。）
--

に改め、同表の 4 の項、5 の項  
」

及び 7 の項中「並びに女性の技術吏員及び」を「及び女性の」に改める。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。